

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月1日(月)午後1時00分から午後1時55分

2. 開催場所 きさいや広場 市民ギャラリー

3. 出席委員 37(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
		13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功

21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘		
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
		8番	瀧水 朝男

11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重		
17番	細川 一男		
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 10(名)

農業委員

12番	竹葉 邦政	19番	松本 武雄
20番	三好 春樹		

最適化推進委員

4番	梶原 茂夫	7番	滝澤 宇佐夫
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
16番	廣見 正信	18番	宮口 卓士
21番	吉見 一弥		

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2 3 番 山口 一光 1 番 赤松 俊雄

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について  
報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第 4 号 諸証明について  
報告第 5 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に  
対する回答について  
(令和 4 年 6 月 16 日～令和 4 年 7 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について  
議案第 3 号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画（案）の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席人数は農業委員 2 1 名、農地利用最適化推進委員 1 6 名であります。  
定足数に達しておりますので、令和 4 年 8 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶の方を申し上げます。

## 《 会 長 》

皆さん、こんにちは。暑い日が続いております。6月の末にですね、梅雨が明けた訳で雨の方を心配しておったんですが、適時雨も蓄えまして、順調に育っておるようでございます。一安心というところでございます。8月に入ったんですけれども、これからは34℃、35℃、36℃という日が続きます。あと、雨もですね、台風頼りになって行くのかなという風に思っておりますが、コロナの方もどんどん増えているような状況でございますので、皆さん体の方には十分お気をつけいただいたらという風に思っております。

先般、26日に市長の方に意見書を提出して参りました。代行と局長と次長と行った訳なんですけれども。向こう、市長、副市長が受けていただきまして、そこに和田課長も一緒に出席していただきまして、適宜このようにしたらどうかなというようなアドバイスをいただきまして、できましたら来月の総会では回答書をお配りしたいなという風に思っております。もう、ヒシとかですね、そちらの方の対応はしていただいております。早速にですね、職員の方々、来ていただいておりますので、市のできる範囲は市の方で対応していただく。また、その方針を出していただくと。市の方で対応できないものにつきましては、国の方にまた上げていただくと、いう風なことになっておりますので、また早いうちに回答書を見て皆さんのご意見がございましたら、そのときにまた上げていただいたらという風に思っております。

また、明日からですね、熊本の方に視察の方に行くようになりました。当初よりもですね、コロナに罹ったりと色々な事情がございまして、人数の方が減った訳なんですけれども。また、コロナがいつ減っていくかということも分かりませんので、この際にとということで明日から行かせていただくようにしております。合志市の方で十分勉強して参りたいという風に思っておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

今日も重要な案件がありますので、十分なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

欠席報告を願います。

## 《中島次長》

はい。失礼します。本日は、竹葉委員・松本委員・三好委員・梶原委員・滝澤委員・土居和宏委員・中尾委員・廣見委員・宮口委員・吉見委員が所用のため欠席です。

## 《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に山口委員、赤松俊雄委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

## 《中島次長》

はい、失礼いたします。説明の前に、議案の変更がございまして。議案第3号宇和島農業振興地域整備計画について、でございます。本議案は、宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更を図るため意見を求められたものでございまして、議案発送後に申請者

より申請が取り下げられたとのことで、本議案も取り下げとなりました。

変更は以上でございます。

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《平山委員》

36番。うちの地元の〇〇〇〇さんが、△△△△地区の□□□□さんは高齢のために農地を縮小するというので、そこを提供してもらおうということでもあります。◇◇◇◇さんは大変熱心で、農業をやっている若手のホープでございます。何ら問題はないと思います。

《氏原委員》

37番について説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは、隣接地の△△△△さんの土地を経営拡大のために所有権移転でございます。□□□□さんは熱心に農業をされており、問題ありません。

《山本一也委員》

38番、39番、一括関連なので合わせて説明したいと思います。〇〇〇〇さんは熱心な方で、担い手をこれから担うご夫婦と一緒に経営されるそうです。要望による贈与によるもので、高齢による経営縮小のため△△△△さんから所有権移転の運びになりました。何ら問題はないと思います。

《末光委員》

40番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんの畑や樹園地など色々あるのですが、△△△△さんが高齢ですので孫の□□□□君に経営移譲するという事で、◇◇◇◇君は経営拡大という案件です。何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

41番についてご説明いたします。こちらは、〇〇〇〇君と△△△△さん、親子でございます。親子間の貸借権の設定ということでございまして、補助のための手続きだと聞いております。全く問題ないと思います。

《谷本委員》

42番について説明をいたします。こちらの案件は、交換分合未登記のため、今回交換分合登記を申し入れた案件であります。問題ないと思います。以上です。

《赤松利彦委員》

43番、〇〇〇〇さんは孫と祖父の関係であります。何ら問題ないと思います。

《富永委員》

44番について説明します。〇〇〇〇さんは、親戚関係の△△△△さんの方に土地の所有権移転をされたもので、本人同士の了解ということなので問題ないと判断しました。

《黒田委員》

45番についてご説明申し上げます。45番の土地の所在地の近くに譲渡人の〇〇〇〇さんが、かつてはそこに住宅を所有され、ハウスを営み農業を積極的にやっておられたのでございますが。数年前からこの土地を離れ、遠い別の土地で親族と生活をされていると伺っております。本人とは直接会えませんでした。代理人司法書士との話の中でとても農業ができる状況ではなくなっている。年齢的にもそうですが、本人も農業ができないということで。現地を確認いたしましたら、それまでは盛んに木を植えて作っておられたようなので、それが本人の耕作の手が及ばなくなったため今は人の背丈ほどの茅が茂っております。そのすぐ側まで水田が現在も他の人が作っている、農地の近くではあるのですが、道路のすぐ近くにあつて△△△△さんという方も自分の農業機械を色々持っておられるし立派に後をやっていたのが一番良いだろうという期待を込めて、私も副申書に署名いたしました。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《安並委員》

12番について説明いたします。7月27日に現地へ行って、会長、山本代行、事務局の方、関係者の〇〇〇〇さん、△△△△さんに来ていただきまして現場を見ております。周りは□□□□さんがやっておられます◇◇◇◇さんの駐車場。周りは全部〇〇〇〇さんの土地になっております。1つだけ△△△△さんの農地があった訳ですが、そこを埋め立てて洗車場にすると聞いております。周りの迷惑、そういった問題はないものと考えております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《瀧水委員》

107番から110番、4件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方〇〇〇〇さん1名で設定される方が4名でございます。いずれも更新でございますので、何ら問題はないと思います。

《富永委員》

111番について説明します。〇〇〇〇さんは大規模に耕作をされている方で、更新ですので問題はないと思います。

《畠山委員》

112番、113番、114番について説明します。全て更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは認定農業者で真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので、何ら問題ありません。以上です。

《安並委員》

115番は更新です。設定を受ける〇〇〇〇さん、熱心に農業をやっておられます。これまでどおり耕作するという事で、問題はないと思います。

《黒田委員》

116番から119番までは利用権の設定を受ける方が〇〇〇〇さんです。△△△△さん自身、非常に元気で農業を熱心にやっておられますので、これは更新案件でもあり何ら問題ないと考えております。よろしく願いいたします。

120番、これも□□□□さんも人から田を借りたりして、農業を積極的に元気に営んでおられます。更新であり、これも何ら問題ないと考えております。

121番、◇◇◇◇さんは比較的若い専業農家です。酪農主体でやっておられます。これも住宅地と利用権設定を受ける土地との距離は一定程度ありますが、現在の交通事情と道路事情に照らしまして、何ら問題ないと考えております。

《谷本委員》

122番について説明します。〇〇〇〇君は熱心に農業されて、更新でありますので何も問題はないと思います。以上です。

《赤松利彦委員》

123番、〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが新規ということで、熱心な方で問題はないと思います。

《土居喜三郎委員》

124番、125番、代理ですが説明させていただきます。両方とも更新でございます。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんはお二人から受けますが、両名ともいところ同士で何ら問題ないと考えます。△△△△さんは熱心に農業をされております。

《森委員》

126番ですが、〇〇〇〇さん高齢ですし体の調子も悪いということで、みかん作りは無理ということで、新規でございますが△△△△さんにお問い合わせしたということで、何ら問題ありません。

《山本委員》

失礼します。127番について説明します。先程事務局中島次長さんの報告されたとおりであります。高齢のため〇〇〇〇さんが92歳、賃貸借権設定の運びになりました。更新です。何ら問題はないと思います。

《氏原委員》

128番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんが引き続き耕作することになりました。更新であります。◇◇◇◇さんは熱心な稲作農家で、問題ありません。

《佐々木委員》

129番ですが、〇〇〇〇さん△△△△さんはですね、親戚同士であり、かつ更新であります。何ら問題はないと思います。

《平山委員》

12番、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが売買の上、買うことになりました。大変熱心に農業をやる□□□□さんでございます。何ら問題はないと思います。



《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用  
集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたし  
ます。

以上で令和4年8月定例総会の議案を終了いたします。